

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 6 号

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

瀬戸市事務分掌条例（平成 1 7 年瀬戸市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市長直轄組織及び部の設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄組織及び部を置く。 市長直轄組織<u>防災安全課</u> <u>企画部</u> <u>総務部</u> <u>経済文化部</u> 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 （市長直轄組織の事務分掌） 第 2 条 市長直轄組織は、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>市民の安全</u>に関すること。	（市長直轄組織及び部の設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄組織及び部を置く。 市長直轄組織<u>危機管理課</u> <u>市長直轄組織まちづくり協働課</u> <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> <u>経営戦略部</u> <u>行政管理部</u> <u>地域振興部</u> 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 （市長直轄組織の事務分掌） 第 2 条 市長直轄組織は、<u>社会情勢の変化に伴う課題に総合的かつ迅速に対応するため</u>、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>市民協働の促進</u>に関すること。 <u>(4) 市民の自発的な活動及び交流の促進</u>に関する

(企画部の事務分掌) 第3条 <u>企画部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) <u>市政情報に関すること。</u> (3) 市政の総合的な<u>企画及び調整</u>に関すること。 (4) <省略> (5) <u>シティプロモーションに関すること。</u> (6) <省略> (総務部の事務分掌)	<u>ること。</u> (5) <u>シティプロモーションに関すること。</u> (6) <u>市政情報に関すること。</u> (経営戦略部の事務分掌) 第3条 <u>経営戦略部</u>は、<u>都市の経営を戦略的に推進するため、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <省略> (2) 市政の総合的な<u>調整及び企画</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <省略> (行政管理部の事務分掌)
第4条 <u>総務部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>市税に関すること。</u> (経済文化部の事務分掌)	第4条 <u>行政管理部</u>は、<u>都市経営の基盤となる行政事務の品質を向上させるため、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1)から(5)まで <省略> (地域振興部の事務分掌)
第5条 <u>経済文化部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <u>商工業及び陶磁器産業</u>に関すること。 (2) <省略> (3) <u>芸術文化</u>に関すること。 (4) <u>スポーツ</u>に関すること。 (市民生活部の事務分掌)	第5条 <u>地域振興部</u>は、<u>地域における経済活動、芸術文化及びスポーツの振興を促進するため、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <u>工業及び農林業</u>に関すること。 (2) <u>商業及び陶磁器産業</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <u>芸術文化の振興</u>に関すること。 (5) <u>スポーツの振興</u>に関すること。 (市民生活部の事務分掌)
第6条 <u>市民生活部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。	第6条 <u>市民生活部</u>は、<u>市民が安全かつ安定した日常生活を送る上で必要となる基本的なサービスを提供するため、おおむね次の事務を分掌する。</u>

(1) <u>市民の協働、自発的活動及び交流</u>に関する こと。 (2) <u>多様性社会の実現</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <省略> (健康福祉部の事務分掌) 第7条 健康福祉部は、おおむね次の事務を分掌 する。 (1)及び(2) <省略> (3) 子ども・<u>若者</u>及び子育てに関すること。 (4)から(6)まで <省略> (都市整備部の事務分掌) 第8条 都市整備部は、おおむね次の事務を分掌 する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>農林業に関すること。</u> (5) <省略>	(1) <u>日常生活の中で発生する諸問題</u>に関するこ と。 (2) <u>地域の安全</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <u>市税に関すること。</u> (5) <省略> (健康福祉部の事務分掌) 第7条 健康福祉部は、<u>福祉を推進し、子育てを 支援し、及び市民の健康を増進するため、</u>おお むね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略> (3) 子ども及び子育てに関すること。 (4)から(6)まで <省略> (都市整備部の事務分掌) 第8条 都市整備部は、<u>社会資本を整備し、及び 維持するため、</u>おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <省略>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。